

副本

令和2年(行ウ)第89号 遺族補償給付等不支給処分取消請求事件

原告



被告

国(処分行政庁 渋谷労働基準監督署長)

準備書面(5)

令和4年3月11日

東京地方裁判所民事第19部C係 御中

被告指定代理人

井坂直



鈴木吉



立山広



山下節



佐藤俊



鈴木健



被告は、本準備書面において、本件訴訟は平成5年判決と事案の性質を全く異にするものであることについて、被告の令和3年11月24日付け準備書面(4)(以下「被告準備書面(4)」という。)を補充するとともに、原告の令和4年1月14日付け第4準備書面(以下「原告第4準備書面」という。)に対し、必要と認める範囲で反論を行い(後記第1)、念のため、理由付記(行政手続法14条等)との関係からみても業務起因性に関する主張をすることは許されること(後記第2)も明らかにする。

なお、略語は、新たに定義するもののほか、従前の例による。

第1 「家事使用人」該当性が手続的要件であることを前提に、平成5年判決の射程により、本件で理由の差替えが許されないとする原告の主張に理由がないこと

1 原告の主張

原告は、「本件は被災者が労基法116条2項の家事使用人に該当するため、労災保険法の適用を受けないという手続的要件を理由として不支給の判断がなされている。したがって、ベンジジン事件判決と状況は全く同じである。」として、本件において、被告が業務起因性に関する主張をすることが認められるべきでない旨主張する(原告第4準備書面・2ページ)。

2 被告の反論

(1) 「労働者」ないし「家事使用人」該当性の要件と業務起因性の要件とは、いずれも労災保険法の保険給付に係る実体的要件として同一であって、これらにつき、理論的に何らか異なる位置づけを有すると解すべき理由はなく、原告の主張は前提を欠くこと

ア 労災保険法が定める労災保険給付の支給要件についてみると、被災者が「労働者」であること(労災保険法3条1項)、当該負傷等が業務によること(業務起因性が認められること)(同法7条1項1号)のほか、各給付の種類ごとに定められた要件(例えば、遺族補償年金であれば、請求者が最先

順位にある遺族であること、請求者が一定の年齢にあるか又は障害の状態にあること、請求者が被災者の死亡当時にその収入によって生計を維持していたこと。同法16条の2第1項)を全て充足する必要があるものとされている。

このように、「労働者」性と業務起因性とは、いずれも労災保険給付の申請が認められるために満たすべきものとして労災保険法において規定された実体的要件であり、そのいずれか一つが充足されない場合には、申請に理由がないこととなり、拒否処分をなし得るものとして設けられた要件である。そして、「労働者」性と業務起因性の各要件は、いずれも各要件に該当すべき事実の存否をもってその充足の有無が判断されるという点でも、何ら相違はない。このような観点からすると、「労働者」性と業務起因性の問題について、理論的に何らか異なった位置づけを有すると理解すべき理由は、特段見いだし難いといえることができる。

イ そして、被告準備書面(4)(9ページ)で述べたとおり、家事使用人に該当するか否かは、労災保険法上の保険給付を受けるための実体的要件(ただし消極的要件)に係る問題である。

すなわち、労災保険法にいう労働者とは、労基法の適用を受ける労働者と同義であり、労基法116条2項は、家事使用人が労基法の適用除外となることを定めているところ(乙25・1040ページ)、「適用除外」とは、一般に、「ある法令の規定が本来適用されるはずである特定の人、事件、事項、場所などについて、一定の理由により、特にその規定を働かせないこと」であるから(有斐閣「法律用語辞典」(第4版)・826ページ)、同項を設けた目的は、労基法上の労働者に該当する者のうち家事使用人に該当する者については、労基法ないし労災保険法の規定のうち「労働者」であることを要件とするものについて、その法的効果を発生させないことにある。

このように、「家事使用人」該当性が認められることにより、労災保険法のうち「労働者」性を要件とする規定の法的効果が発生しないこととなり、そのこと自体も労基法ないし労災保険法が定める規律内容にほかならないから、「家事使用人」該当性は、労災保険法所定の保険給付に係る消極的な実体的要件であるといえることができる。

ウ 以上を踏まえれば、「家事使用人」該当性と業務起因性とは、積極的ないし消極的な違いこそあれ、いずれも労災保険法による保険給付の実体的要件を構成するものであって、これらの充足の有無という問題が有すべき理論的な位置づけが、相互に何らか異なったものであると理解すべき理由は、特段見だし難いというべきである。したがって、「家事使用人」該当性が手続的要件の問題であるから本件は平成5年判決と状況が同じである旨の原告の主張は、そもそも「家事使用人」該当性の問題の性質についての的確な理解に基づかないものであって、前提を欠き、理由がない。

(2) 平成5年判決の事案と本件訴訟の事案が内容を異にしており、平成5年判決の射程は、本件には及ばないことは明らかであって、この点でも原告の主張は前提を欠くこと

ア 前記(1)のとおり、原告の前記1の主張は、「家事使用人」該当性の論点の性格についての的確な理解を欠いている点で理由がないのであるが、以下に述べるとおり、平成5年判決の射程が本件に及ぶなどと解する余地がないことからしても、原告の主張に理由がないことは一層明らかである。

イ すなわち、平成5年判決の事案における原処分は、労災保険法施行前に従事した業務に起因して同法施行後に疾病が発病したとして原告が労災申請をしたところ、このような申請は労災保険法による保険給付の対象とならないとして、労働基準局長が業務起因性について調査判断せずに専ら業務が同法施行前であることを理由に不支給決定をしたものである(被告準備書面(4)・6ページ)。

この不支給決定は、労災保険法附則57条2項が「この法律施行前に発生した事故に対する保険給付……は、なお旧法による。」との経過措置を設けていることを前提としているところ、原処分の判断理由は、この経過措置に照らして、申請に理由があるか否かが労災保険法に基づいて判断されるべきか(申請の前提となる事実関係がそもそも労災保険法の適用対象となり得るか)否かという、申請に理由があるか否かの検討に先立つべき論理的前提の有無を問題にしたものと理解できる。この問題は、「労働者」性の有無や業務起因性の有無といった、個々の申請を理由あらしめる実体的要件の充足の有無は問題の位置づけが同一であるとはおよそ言い難いものであって、実体的要件の充足を検討する前提であるという点では、むしろ申請が適法になされたか否かという手続的要件の充足の有無に類似した問題といえることができる(この点につき、被告準備書面(4)・6ページ参照)。

ウ このように、平成5年判決は、労災保険法の経過規定に照らしてそもそも労災保険法に基づいて当該申請の実体的な当否が判断されるべきか否か(当該申請が労災保険法の適用対象となり得るか否か)という、保険給付の実体的要件の検討と理論的に同一の位置づけを有するとは言い難い(実体的検討の論理的前提となっている)問題により不支給決定がなされたところ、訴訟段階では、当該申請に労災保険法の適用があることを前提に、その実体的要件である業務起因性に係る主張が追加された事案である。これに対し、本件は、「家事使用人」該当性という、労災保険法上の保険給付に係る(消極的な)実体的要件に該当することを理由として不支給決定がなされたところ、訴訟段階で業務起因性というやはり実体的要件に係る主張を追加することの当否が問題となっている事案であって、本件申請が労災保険法に基づいて判断されるべきという点は、もとより一貫して前提とされている。そして、「家事使用人」該当性と業務起因性とは、相互に何ら

か異なる理論的な位置づけを有する問題と理解すべき理由が特段見いだし難いことは、前記(1)のとおりである。このように、平成5年判決と本件とでは事案の内容が全く異なるのであって、本件に平成5年判決の射程が及ぶと解すべき余地はないことは明らかである。したがって、前記1の原告の主張は、この点でも前提を欠いており、理由がない。

- (3) 労災保険法上の保険給付に係る不支給処分についてのみ、理由の差し替えに係る確立した判例法理に反して、処分段階で理由として提示した実体的要件と異なる実体的要件を主張することを制限すべき理由はなく、処分の同一性を害さない限り、判例法理により理由の差し替えは認められるべきこと

既に述べたとおり(被告準備書面(4)第1の1(1)・2及び3ページ)、行政処分の取消訴訟において、行政庁が、当該処分をするに際して処分理由として考えていたものに限らず、処分の同一性を失わない限り、原則として、当該処分の効力を維持するために一切の法律上及び事実上の根拠を主張することが許されることは、現在では確立した判例法理であるといえることができる。

そして、前記(1)及び(2)で述べてきたところからも明らかなように、「労働者」ないし「家事使用人」該当性と業務起因性につき、相互に何らか異なる理論的な位置づけを有すると理解すべき理由は存しない上(前記(1))、本件に平成5年判決の射程は及ばないことも踏まえると(前記(2))、労災保険法上の保険給付に係る不支給処分の取消訴訟について、理由の差し替えに関する確立した判例法理に反する解釈を殊更に採用して、処分段階で提示したのと異なる実体的要件に係る主張を許容しないものとすべき理由ないし合理性は全く見いだし難い上、訴訟段階で異なる実体的要件に係る主張をすることにより処分の同一性が害されると考えるべき理由も見当たらない。

したがって、本件においても、確立した判例法理に沿って、訴訟段階において実体的要件に係る理由の差し替え、具体的には業務起因性に係る主張を

することが許されるべきである。

第2 理由付記(行政手続法14条等)との関係からみても業務起因性に関する主張をすることは許されること

1 理由付記と理由の差し替えとの関係

- (1) 一般に、法令が行政処分に理由の提示を求めているのは、処分庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものであり、その提示を欠くにおいては処分自体の取消しを免れない。もっとも、どの程度の理由を提示すべきかは、処分の性質と理由の提示を命じた各法令の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである。

このことは、平成6年10月に施行された行政手続法14条においても同様である。すなわち、同条1項本文は、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているところ、これは名宛人に直接に義務を課し又はその権利を制限するという不利益処分の性質に鑑み、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る処分基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである(最高裁平成23年6月7日第三小法廷判決・民集65巻4号2081ページ)。

このように、理由提示の不備がそれのみで独立の処分の取消事由となり、しかも、この瑕疵の治癒が容易に認められないと解されることで同条の趣旨が一応担保されることから、処分時における理由の提示の要否及びその程度

と訴訟における処分理由の差し替えの可否とは必ずしも論理的に連動する関係にはないというべきである(司法研修所編「改訂 行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究」205ページ)。つまり、理由の付記が法令上要求されているからといって、直ちに処分理由の差し替えが許されないわけではなく、個々の規定の解釈問題になる(大橋寛明「最高裁判例解説民事篇平成11年度」826ページ)。

- (2) 理由付記と処分理由の差し替えに関する判例も、前記(1)と同旨の見解に拠っている。

ア いわゆる白色申告に対する更正処分では、同申告の更正処分には理由の付記が法律上要請されていない(国税通則法28条2項)ものの、これに対する不服申立てを排斥する決定や裁決には理由付記が要請されている(同法84条5項、101条1項)ところ、更正処分取消訴訟においては、被告は、決定等に付記された理由(国税通則法84条5項、101条1項)にも拘束されず、新たな課税根拠事実の主張をすることができるものと解されている(最高裁昭和50年6月12日第一小法廷判決・訟務月報21巻7号1547ページ)。

これに対し、青色申告に対する更正処分では、最初から理由付記が要請されている上、重ねて理由付記が要請されており(所得税法155条2項、法人税法130条2項)、納税者が申告に係る所得の計算が法定の帳簿書類による正当な記載に基づくものである以上、その帳簿の記載を無視して更正されることのないことを保障されている(所得税法155条1項、法人税法130条1項)のであるから、更正の理由は帳簿書類より信憑性のある資料を具体的に摘示して記載される必要があり、理由付記に不備があるときは、処分の取消しを免れないとするものがある(最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決・民集17巻4号617ページ等)一方、不動産の取得価額が申告額より低額であることを更正の理由としてした更正処

分の取消訴訟において、課税庁が当該不動産の販売価額が申告額より多額であることを主張することは、これを許しても右更正処分を争うにつき被処分者に「格別の不利益」を与えるものではないから、妨げられないとするものもある(最高裁昭和56年7月15日第三小法廷判決・民集35巻5号901ページ)。

このように、理由の付記が要請される場合には、その反面として必ず理由の差し替えの制限が伴うと解すべきであるとはされていない。

イ 平成11年判決は、市監査委員が、市情報公開条例に基づく住民監査請求の一件記録の公開請求に対して非公開決定をするに当たり、「争訟の方針に関する情報」であることを理由としたが、処分の取消訴訟の段階で、「意思決定過程における情報」にも該当する旨を追加して主張したという事案につき、条例の定める理由通知は、非公開の理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当とを担保してその恣意を抑制するとともに、非公開の理由を具体的に記載して通知させること自体をもってひとまず実現されたとした上、条例の規定をみても、理由通知の定めが、上記趣旨を超えて、通知書に付記した以外の理由を取消訴訟において主張することを許さないものとする趣旨をも含むと解すべき根拠はないとみるのが相当であると判断した。

この判決は、非開示処分に付記された理由が具体的に記載されていれば理由付記の規定の目的は達成し得るとして、当該規定の趣旨と処分理由の追加的又は交換的主張の許否とを切り離しており、当該規定の趣旨は非開示処分理由の追加的主張を制限する根拠とならないことを明らかにしたものと理解することができる。

そして、この判決が示した理由付記の趣旨は、当該情報公開条例のみのものではなく、広く一般的なものであるから、この理は、行政手続法の定める理由の提示も含めて、理由の付記を必要とする各種行政処分の根拠法

規についても推し及ぼすことができるものである(前掲「最高裁判例解説 民事篇 平成11年度」831ページ)。

2 理由付記との関係からみても、本件において業務起因性に関する主張をすることは許されること

本件監督署長は、本件処分の際、行政手続法14条1項本文に基づき、「被災者は、家事使用人として介護及び家事に従事していた者であるため、労働基準法第116条により同法適用除外となり、労働者災害補償保険法も適用されないことから、不支給と決定する」(甲5・4ページ)と理由を付記している。

この点、労災保険法には、主張制限について明文規定は置かれていない上、上記の理由付記の記載態様によれば、不支給事由は、被災者が「家事使用人」に該当し、労基法116条により労基法が適用除外とされるから、労災保険法も適用されないとの趣旨であることは容易に読み取ることができるから、行政庁である本件監督署長の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人である原告に知らせて不服の申立てに便宜を与えるという行政手続法14条1項の趣旨は実現されているといえることができる(労基法116条2項の家事使用人に該当することの正確な意味合いは前記第1の2(1)イのとおりであるが、本件処分に係る前記のような理由付記の記載態様であっても、理由付記の要請を十分に満たしていることは明らかである。))。

したがって、本件において、上記理由付記を理由として、業務起因性が認められない旨の処分理由の追加的主張をすることが許されないものではないことは明らかである。

以 上